

自治会で行われるお祭りの保険適用について

1. 基本的な考え方について

①神社やお寺のお祭による祭礼行事、それに伴う準備

②神社やお寺のお祭りがあることによって存在している行事、それに伴う準備

①②については宗教を目的とする活動と判断され、自治会としての活動でも保険対象外。直接祭礼でけがをした場合でなくても、神社やお寺のお祭りがなければ存在しないイベントや活動で事故が起きた場合も対象外。

[参考]

豊橋市市民活動総合補償制度 Q & A より

Q2-3-1 町内会が行うお祭りは対象になりますか。

A2-3-1 町内会が学校の校庭等で行う夏祭りや市民館まつりなど宗教性のないお祭りは対象です。しかし、神社やお寺が関わるお祭りは、神仏をまつるという目的があると考え、対象外です（お祭りの事前準備も対象外です）。具体例として、鬼祭、祇園祭、羽田祭などは寺社祭礼であるため対象外です。また、こども神輿で神社に奉納せず町内を練り歩くだけであっても、神輿を担ぐこと自体が神社に関わる行為であるため、対象外です。

2. 宗教を目的とする活動と判断されるものについて

以下のようなものが例として挙げられます。

- ・神社やお寺が主催、共催している
- ・氏子、氏子総代が主催、運営している
- ・自治会の中でも氏子のみ、もしくは同一の宗教を持つ人のみが参加している
- ・お知らせ、案内が神社やお寺のお祭りと一緒になっている
- ・実行委員会や運営組織が神社やお寺のお祭りと一緒に組織されている
- ・お祭りの中で神輿を担ぐ

※あくまで例ですので全てではありません。

3. 過去の事例について

事例①

神社のお祭りが行われるためその準備として神社の清掃活動を行う

→神社のお祭りの準備の一環のため、対象外。地域清掃活動の一環として公園や集会所などと同様に清掃する場合は対象となる。

事例②

自治会で夏祭りを行う

→神社やお寺と関係なく自治会主催で行うものであれば対象となる。（盆踊りは宗教性が薄く、多くの地域で行われる季節行事であるためその踊り子や太鼓をたたく人も対象。）

事例③

自治会主催で神社のお祭りと同じ日に同じ場所でイベントを行う

→神社がなくても存在しえるイベントであれば対象となる。ただ、神社のお祭りを盛り上げるために行っていたり、神社と共催しているイベントは対象外。ただし、境内で行うイベントでも、内容が神社に関係なく場所だけ使用している場合は対象となる。